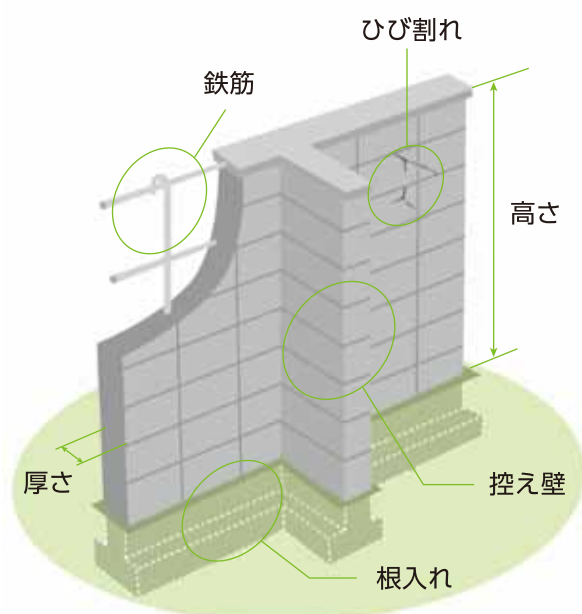


●危険ブロック塀等除却事業をしています



通学路沿いの危険なブロック塀等の除却に対する補助の受付を開始します。

- ▶補助対象
次の各項目全てに該当するブロック塀等
- ①通学路に面していること
- ②高さが1メートル以上あるもの
- ③著しいひび割れや傾きがあり、危険な状態にあるもの
- ▶補助額
補助対象ブロック塀等の除却に要する経費の2分の1 (限度額…10万円)
- ▶申込期限
令和3年1月29日(金)
- ※詳細は下記にお問い合わせください。

☎建築住宅課指導審査係 ☎8 2 2 6 (市役所5階)

●新型コロナウイルスの影響によって中止になったイベント

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言の発令を受け、集団感染リスクの高まりが想定されることから、毎年行われている下記のイベントは中止することになりました。下記のイベントを楽しみにされていた皆様、またご協力をいただいた皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解をお願いします。

第73回 日田川開き観光祭

5月23日(土)・24日(日)に開催を予定していた「第73回日田川開き観光祭」は中止します。また、今回開催を予定していた「東京ディズニーリゾート・スペシャルパレード」も中止します。

水神祭のみ規模を縮小して開催

第32回 日田祇園山鉾集団顔見世

7月に開催を予定していた「第32回日田祇園山鉾集団顔見世」は、日田祇園山鉾振興会会長会で決定した、令和2年度日田祇園祭曳山行事の中止を受けて中止とします。

☎日田まつり振興会事務局 (観光課観光振興係内) ☎8 2 1 0 (市役所3階)

春のバラフェア

春のバラの開花時期である5月上旬にローズヒルあまがせ(天瀬農業公園)で開催を予定していた「春のバラフェア」は中止します。

☎天瀬振興局産業建設係 ☎3 1 4 7

第53回 津江山系釈迦連峰山開き

5月17日(日)に開催を予定していた「第53回津江山系釈迦連峰山開き」は中止します。

神事のみ関係者で開催

☎山祭会議事務局 (松木) ☎0 9 0-4 5 8 4-2 3 3 3
前津江振興局産業建設係 ☎2 1 1 1

●軽自動車税(種別割)の納税は6月1日までに

軽自動車税(種別割)の納期限は6月1日(月)です。納税通知書は5月8日(金)に発送する予定ですので、期限内に納めてください。

- ▶税額について
三輪及び四輪以上の軽自動車税(種別割)の税額は、初度検査年月(新車新規登録年月)等で変わります。
- ・初度検査年月が平成19年3月以前の車両は、本年度から経年重課税率の対象となります。
- ・初度検査年月が平成31年4月から令和2年3月までの車両は、環境性能に応じてグリーン化特例(軽課)の対象となる場合があります。
- ▶納期限 6月1日(月)
- ※軽自動車税(種別割)の領収証書は車検を受けるときに必要ですので、車検証と一緒に大切に保管してください。

▶軽自動車税(種別割)の減免

次の①から③のいずれかに該当する場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。詳細は税務課税制窓口係又は各振興局にお問い合わせください。

▶申請期限 6月1日(月)

①障がい者減免

障がい者本人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車(障がい者が18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む)

※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度等には一定の基準があります。

・申請に必要なもの

印鑑、運転免許証、車検証、身体障害者手帳等、軽自動車税(種別割)納税通知書

②身体障がい者用構造減免

身体に障がいのある人が利用するために改造された軽自動車

・申請に必要なもの

印鑑、車検証、構造が確認できる写真、軽自動車税(種別割)納税通知書

③公益減免

公益法人などが所有する軽自動車で、公益のために直接使用する車

・申請に必要なもの

法人の代表者印、車検証、軽自動車税(種別割)納税通知書、運行計画書等、定款

☎税務課税制窓口係 ☎8 3 9 7 (市役所1階)

減免申請書への個人番号・法人番号の記載について

番号法の施行に伴い、減免申請書に納税義務者の個人番号(法人の場合は法人番号)の記載と減免申請書提出の際に、番号法に基づく本人確認(個人番号確認+身元確認)が必要です。各申請に必要なものと併せてマイナンバーカード又は通知カードと身元確認ができるもの(運転免許証、旅券等)を持参してください。

※申請に必要なものに納税義務者の身元確認ができるものが含まれている場合は、追加で持参する必要はありません。

※法人の場合は、本人確認はありません。

●日田市子どもの居場所づくり事業補助金について

子供の孤食の解消や安心・安全な子供の居場所づくりを目的として、食事の提供と学習支援や体験活動など「子どもの居場所づくり」事業を日田市内で実施する団体等に対して、下記のとおり補助金を交付します。交付要件等の詳細は下記にお問い合わせください。



■補助金交付限度額

- ・事業開始に要する経費(新規開設費用) 20万円
- ・事業実施に要する経費(機能強化費用) 10万円

☎子ども未来課家庭支援係 ☎8 2 9 2 (市役所1階)